

平成23年3月23日

## 事業主、加入員、受給者のみなさまへ

### 東北地方太平洋沖地震にかかる厚生年金基金の事務処理について

東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興とご健勝をお祈りいたします。

#### ○掛金等の取扱いについて

##### 1. 掛金の納期限の延長について

被災された事業所については、納期限の延長を実施いたします。延長の対象となる地域及び延長後の納期限の具体的な取扱いについては、厚生労働省からの指示に基づき決定いたします。

##### 2. 掛金等の納付猶予について

被災した厚年基金の設立事業所等（以下「被災事業所」という。）については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとされました。具体的な取扱いについては、今後、厚生労働省から出状される指示に基づき決定いたします。

##### 3. 掛金を口座振替をされている場合

被災事業所が口座振替をされている場合、口座振替の取り消しを申し出てください。

## ○年金給付関係について

### 1. 現況届について

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。）に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長いたします。

具体的な取扱いについては、今後、厚生労働省から出状される指示に基づき決定いたします。

お問い合わせ先

東日本紙器厚生年金基金

03-3625-1350

〒130-0005

東京都墨田区東駒形1-16-1